

被害者の責任追及行動に対する第三者の評価とその影響

阿 部 晋 吾

(関西大学大学院社会学研究科)

問題と目的

犯罪被害者に関する従来の研究は、PTSD に関する研究を中心に、被害者の心理に焦点を置いたものが多かった（たとえば、小西，1996；諸澤，1999；大和田，2003）。それに対して、被害者自身や、被害者が加害者の責任を追及する行動を、周囲の人たちはどのようにとらえているのか、すなわち被害者に対する第三者の視点からの議論は、いじめの被害者に関する研究においてはいくつか散見されるものの（大野，1996；坂西，1995），犯罪被害者の文脈においてはこれまでほとんど扱われてこなかった。しかし、第三者の評価やそれにもとづく反応は、被害者に対する誹謗・中傷などの二次的被害を防止し、被害者支援を促進させる上で大きな意味を持っていることから、その影響過程を解明することは非常に重要であると思われる。現代社会においては、自分に何の責任、過失がなくても、突然何らかの事件や事故に巻き込まれ、被害者になってしまう可能性は誰にでもあるといえよう。こうした社会状況において、二次的被害を最小限に抑え、被害者が速やかに回復し、社会生活に復帰できるようなシステムを構築することは、犯罪を予防・抑止することと同じくらい重要であり、早急に対策が必要なことである。

そこで本研究では、被害を受けた人物やその家族が、訴訟や署名活動などによって加害者の責任を追及する行動を起こした場合に、世間一般の人々からそうした行為がどのように受けとめられるのかを検討する。すなわち、被害者の

責任追及行動を第三者はどのように評価するのか、そして、その評価がどのような影響をもたらすのかを検討するのが本研究の主眼である。

一般的に、日本人は欧米人に比べて訴訟や署名活動などの行動を起こすことが少ないといわれる。しかし、加害者に対して強い怒りを感じた被害者やその家族は、経済的、社会的なリスクを負いながらも、加害者の責任を追及する行動を起こす。そして、こうした行為はテレビのニュース番組や新聞を中心とするマスメディアにも取り上げられ、それを見て署名活動や募金などの被害者の支援活動に参加する人々もいる。しかし、その際に周囲からの支援や協力を十分に得られなかったり、さらには第三者による風評、いやがらせなどによって二次的被害を受けたりしてしまうことがあるのも事実である。このように、被害者にとって望ましくない結果が生じる原因の一つとして、被害者の行動の「正当性」が、第三者には伝わりにくい可能性が考えられる。日常的な被害状況場面における被害者・加害者間での怒りの正当性評価を扱った阿部・高木（2005）の調査研究では、加害者が被害者の怒りの表出を不当なものとして評価した場合（自分は悪くないのに怒りをぶつけられた、など）には、その怒りの表出は、問題の悪化や二者関係の疎遠化といった、被害者にとっても否定的な結果をもたらしやすいことが明らかとなっている。同様に、被害者の責任追及行動を第三者が不当と評価した場合にも、被害者にとって否定的な結果が生じることが予測される。しかし、被害者の責任追及行動に対する世間一般の人々の正当性評価が、どのような要因によって

決まるのか、そしてその評価がどのような影響を及ぼすのかについては、これまでに明らかにされていない。

そこで本研究では、被害者・加害者関係において正当性評価の規定因として明らかになっている要因を参考に、第三者の正当性評価の規定因を検討する。第一に挙げられるのは、責任性である。これまでの研究（阿部・高木，2005；Averill，1982）において、加害者の責任性が高い場合、被害者の怒りの表出はその受け手である加害者からも正当と評価されやすいことが明らかとなっており、第三者による評価でも同様のことが当てはまると考えられる。一方、被害者自身の責任性が高い場合、つまり自業自得で被害を受けたとみなされた場合には、それに対する責任追及行動は不当なものともみなされやすいであろう。加害者の責任性と被害者の責任性は強い負の相関関係、すなわち加害者の責任性が高く評価される場合は、被害者の責任は低く評価されやすく、反対に、加害者の責任性が低く評価される場合は、被害者の責任性は高く評価されやすいと考えられるが、それぞれが他の評価側面に独自の影響力を持つ可能性も考えられるので、本研究ではこの二つの責任性を独立して扱うことにする。

さらに、責任追及行動を起こした動機も、正当性評価に影響を与えるだろう。動機は被害者個人の内面にあるものであり、どのような動機に基づいて責任追及行動をとったのかは第三者に明示されない場合も多い。しかし、対応推測理論（Jones & Davis，1965）によって指摘されている通り、個人は外的な情報から他者の行動の動機を推測する傾向がある。そして、阿部・高木（2005）では、利己的で自己中心的な動機による（と推測された）怒り表出は加害者から不当とみなされやすく、利他的な動機による（と推測された）表出は正当とみなされやすいことが明らかとなっており、同様の影響関係が第三者による評価においても想定される。

以上のような認知要因が正当性評価の主要な

規定因と考えられるが、これらに影響を及ぼす周囲の環境要因として、本研究ではメディア要因を取り上げる。メディアからの情報受容によって個人の現実認識が影響を受けることは従来から指摘されている（たとえば、Gerbner, Gross, Morgan, & Signorielli, 1992）。われわれはさまざまなメディアを通じて、毎日のように犯罪事件に関する情報を得ており、その中で被害者に関する情報を得ることもある。だが、こうした情報を、どのようなメディアから、どの程度受容しているのか、その実態は明らかとなっていない。そして、これらの情報の量によって、被害者に対する評価に差異はみられるのであろうか。また、メディアによってその影響に違いがみられるのであろうか。本研究では、犯罪被害者についての情報が得られると考えられるさまざまなメディアを取り上げ、それぞれの情報受容の程度を測定することで、上記の問題を検討することにする。

一方、同じ情報を、同じメディアから受け取っていたとしても、人によってその評価の仕方は異なる。すなわち、何らかの個人要因によって、被害者に対する評価が異なることが予測される。そこで本研究では、個人要因として規範意識と正当世界の信念を取り上げることにした。規範意識とは、多くの人々に共有されている価値基準およびその行為の様式である「規範」を尊重している程度のことである。したがって、他者の支援や援助に関わるような規範意識の高い個人は、犯罪被害者に対して肯定的な評価をしやすと考えられる。また、正当世界の信念とは「世界は公正にできており、報酬を受けるに足る人が報酬を受け、罰を受けるに値する人が罰を受けている」という信念のことである。そして、こうした信念を強く持つ個人は、全くの偶然で被害を受けた人に対しても「その人が望ましくない人物だったからだ」あるいは「自業自得に違いない」という歪んだ対人判断をしやすことが指摘されている（Lerner，1970）。したがって、本研究においてもこの信念の強い個

人は犯罪被害者に対して否定的な評価をしやすいたことが予測される。

さらに、こうした第三者に対する評価は、被害者に対する印象や、支援行動に影響を及ぼすと考えられる。すなわち、責任追及行動を不当と評価した場合には、被害者に対して否定的な印象が形成されやすくなるだろうし、反対に正当と評価されれば、肯定的な印象が形成されるだろう。さらに、被害者の行動を正当なものと評価した第三者は、被害者をサポートする立場につきやすいと考えられる。一方で、被害者の行動を不当なものと評価した人物は、被害者とかかわりを持つことを避けるか、場合によってはすでに傷ついている被害者をさらに攻撃し、二次的被害を生み出す当事者になることもあるだろう。

以上の議論より、本研究では、Figure 1のような因果モデルを構成した。ここでは、怒り表出の正当性評価の規定因として、被害者および加害者の責任性と、動機の推測を仮定した。また、正当性評価や動機の推測によって、被害者の印象が形成され、これらによって被害者に対する行動意図が規定されると想定した。さらに、こうした影響関係に、個人要因や、メディア要因が影響するというモデルを構成した。

このモデルに基づいて、本研究の目的をまとめると、次の4点が挙げられる。(1)被害者の責

任追及行動に対する第三者の評価の実態説明。

(2)評価に影響を及ぼす個人要因やメディア要因の説明。(3)正当性評価を中心とした、第三者による評価の影響過程の説明。

予備調査

被害者やその責任追及行動に対して第三者からどのような評価がなされているのか、その実態についてはこれまでに明らかにされていない。そこで、個人が第三者の視点から被害者を認知する際に、どのような側面があるのかについて探索的に検討することを目的として、予備調査を行った。

方法

(1)調査方法および対象者 大学生・専門学校生159名（男性64名、女性94名、性別不明1名、年齢 $M=19.97$, $SD=3.23$ ）を対象に、質問紙調査を集団実施した。質問紙は、講義中に集団配布し、回答後に無記名で回収した。

(2)質問項目 まず、加害者に対する犯罪被害者の責任追及行動の具体例として、「訴訟を起こす、署名活動をする、公共の場で意見を述べる、など」を挙げたうえで、こうした行動をとる被害者やその家族・関係者に対してどのように感じるか（被害者と責任追及行動に対する評価）と、そう感じる理由（責任追及行動の動機

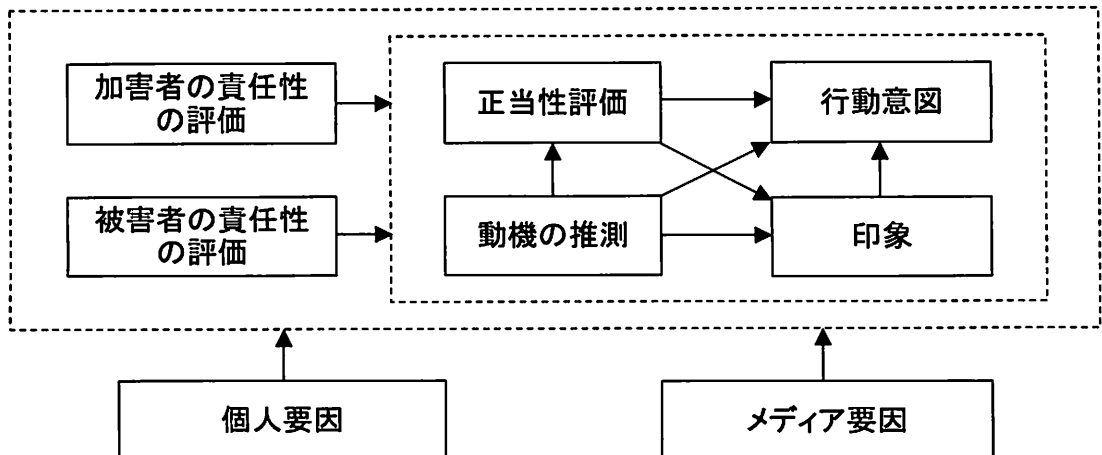


Figure 1 本研究の要因関連図

推測)を自由記述させた。また、これらの被害者や家族・関係者が自分にとって身近な人であった場合、どのような行動をとるか(行動意図)についても、それぞれ自由記述させた。

結果と考察

それぞれの自由記述について、KJ法(川喜田, 1967)を参考に、著者がまず分類を行った。その上で、分類の信頼性を確認するために、社会心理学を専門とする研究者1名が、作成されたカテゴリーに各回答を再度分類した。その結果、分類の一致率は、被害者と責任追及行動に対する評価では81.33%、責任追及行動の動機推測では85.33%、行動意図では84.93%であり、それぞれ概ね高い一致率が得られた。分類において評定者間で不一致となったものについては、2名の評定者が協議した上で、分類を決定した。

その結果、被害者と責任追及行動に対する評価では、7カテゴリー(「つらそう、かわいそう」「正しい、当然の行為」など。Table 1 参照。N=103)、責任追及行動の動機推測では、13カテゴリー(「加害者への怒りが抑えられないから」「納得のいく罰を加害者に与えたいから」など。Table 2 参照。N=71)、行動意図では、8カテゴリー(「被害者の活動に参加する」「加害者を徹底的に罰する」など。Table 3 参照。N=133)が得られた。なお、それぞれ無回答あるいは判別不能のデータは除外した。

Table 1 被害者と責任追及行動に対する評価

分類	%
つらそう、かわいそう	36.89
正しい、当然の行為	24.27
強い、勇気がある	12.62
おおげさ、見当違い	11.65
コストの大きい行為	6.80
無駄、無意味な行為	4.85
嫌悪感	2.91
合計	100.00

Table 2 責任追及行動の動機推測

分類	%
加害者への怒りが抑えられないから	25.35

納得のいく罰を加害者に与えたいから	15.49
被害者としての立場や都合でしかものごとを見ていないから	14.08
真実を知りたいから	7.04
これ以上同じような被害者を増やしたくないから	7.04
金銭的な利得を得たいから	5.63
加害者に罪を認めさせたいから	4.23
世間の人々に同情してもらいたいから	4.23
より多くの人に協力してもらいたいから	4.23
現実から逃避したいから	4.23
精神状態が不安定になっているから	4.23
人間としての尊厳を取り戻したいから	2.82
より多くの人に事実を知ってもらいたいから	1.41
合計	100.00

Table 3 行動意図

分類	%
被害者の活動に参加する	45.11
加害者を徹底的に罰する	22.56
できるだけ関わらないようにする	11.28
優しく見守る	7.52
相談に乗る	6.02
被害を受けた経緯を詳しく調べる	5.26
金銭的・物質的な援助をする	1.50
被害者の活動をやめさせる	0.75
合計	100.00

分類された内容について考察する。被害者の責任追及行動に対しては「正しい、当然の行為」「強い、勇気がある」といった、被害者に対して肯定的な評価が多くみられた一方で、「おおげさ、見当違い」「無駄、無意味な行為」「嫌悪感」など、否定的な印象を抱くことも示唆され、その責任追及行動の動機についても、「納得のいく罰を与えたいから」「真実を知りたいから」のような正当と考えられる動機以外にも、「被害者としての立場や都合でしかものごとを見ていないから」「金銭的な利得を得たいから」「世間の人々に同情してもらいたいから」といった、望ましくない動機を推測されることも明らかとなった。行動意図については、「活動への参加」が半数近くを占めるが、「できるだけ関わらないようにする」といったネガティブな意見もみられた。

本調査

予備調査では、第三者からみた被害者への評

価、動機推測、行動意図の各要因の内容が明らかとなった。そこで本調査では、予備調査で得られたカテゴリーをもとに、これらの要因間の関連性を検討することにする。また、個人要因およびメディア要因が、これらの評価にどのような影響を及ぼすかを検討する。

方法

(1)調査方法および対象者 郵送法による質問紙調査を行った。当初予定していた選挙人名簿による標本抽出が、個人情報保護法の施行により実施が困難になったことから、住宅地図を用いた標本抽出を行った。

母集団は兵庫県伊丹市の全世帯であり、調査対象は、二段階確率比例抽出によって抽出された1000世帯である（大谷・木下・後藤・小松・永野，1999を参考に行った。伊丹市内の全78町・大字を世帯数で重み付けした上で、10町・大字を無作為に抽出し、抽出された町・大字ごとに、住宅地図に表記された世帯から100世帯を再び無作為に抽出）。回答者が特定の属性に偏らないように、「世帯内で4月1日に誕生日が最も近い、18歳以上の男女」に回答を依頼した。できるだけ回収率を高めるために、林（2004）、Mangione（1995）を参考に、調査の1週間前に予告状を送付し、調査票を送付した2週間後には、未返送の対象者に督促状を送付した。また、謝礼としてボールペンを1本、調査票に同封した。調査期間は2005年4月15日から5月31日までで、有効回答者数は332名（男性224名、女性102名、性別不明6名、年齢 $M=56.58$ 、 $SD=15.02$ ）、回収率は33.50%であった。男性の割合が多くなっているが、依頼文の内容を見落として戸主が代表して回答したケースが多かったためと考えられる。

(2)調査項目 まず、個人要因として、正当世界の信念についての項目に回答を求めた。ここでは、今野・堀（1998）の正当世界尺度4項目（「この世の中では、努力はいつか報われるようになっている」「この世の中では、努力や実力

が報われない人が数多くいる」「この世の中では、悪いことをしたものは必ずその報いを受ける」「この世の中では、悪いことや間違ったことをしても見逃される人が数多くいる」）に、大淵・福野（2003）の「日本の国は、基本的には公正な社会である」という1項目を加えて使用した（「1. あてはまらない」から「5. あてはまる」までの5件法）。もう一つの個人要因の規範意識については、箱井・高木（1987）の援助規範意識尺度のうち、「弱者救済規範」因子にあたる「社会的に弱い立場の人には、皆で親切にすべきである」「私を頼りにしている人には、親切であるべきだ」「困っている人に、自分の持ち物を与えることは当然のことである」「不当な立場で苦しんでいる人は、少しでも助けるべきだ」「人は自分を助けてくれた人を傷つけるべきではない」「しいたげられている人を、まず救うべきだ」の6項目を使用した（「1. 非常に反対する」から「5. 非常に賛成する」までの5件法）。

次に、実際に起きた特定の犯罪の被害者に対する評価をたずねるために、最近1年間で見聞きした被害者およびその家族・関係者の責任追及行動（訴訟を起こす、署名活動をする、公共の場で意見を述べる、など）を1つ想起してもらい、その内容をできるだけ具体的に自由記述させた。その後、以下の項目への回答を求めた。

- ・情報源からの情報受容度12項目（山本，2004を参考に作成。Table 4 参照。それぞれの情報源から、その犯罪被害者および家族・関係者についての情報をどれくらい得ているかについて、「1. 全くない」から「5. 非常によくある」までの5件法）。
- ・責任追及行動の正当性評価2項目（その責任追及行動を、「当然の行為だと思う」「正しい行為だと思う」。「1. そう思わない」から「5. そう思う」までの5件法）。
- ・加害者と被害者それぞれの、被害に対する責任性評価各1項目（「1. 責任はない」から「4. 非常に責任があると思う」の4件法）。

- ・責任追及行動の動機の推測13項目（予備調査の結果を踏まえて作成。Table 6 参照。「1. そう思わない」から「5. そう思う」の5件法）。
- ・責任追及行動をする被害者の印象20項目（林（1978）の特性形容詞尺度。Table 7 参照。7段階SD法）。
- ・被害者に対する行動意図9項目（予備調査の結果を踏まえて作成。Table 8 参照「1. 絶対しない」から「5. 絶対する」の5件法）。

結果と考察

(1)想起された被害者の責任追及行動の事例
回答された自由記述のうち、特定の事件・事故の責任追及行動についての記述であると明確に判別できるものは、185件であった。そのうち回答頻度の高かった事例を順に5つ挙げると、「北朝鮮拉致事件（40件）」「奈良女児誘拐殺人事件（17件）」「大阪池田小児童殺傷事件（14件）」「JR 福知山線脱線事故（14件）」「佐世保小6女児同級生殺害事件（9件）」の責任追及行動に関するものであった。この上位5事例の総件数は94件であり、判別できた全回答185件のうちの50.81%を占めている。これ以外の事例も、そのほとんどが新聞やテレビ等で報道された事件・事故の責任追及行動についての事例であり、身近で起こった事件・事故の責任追及行動について記述していたのは7件（3.78%）であった。

(2)情報源からの情報受容度 それぞれの情報源からの情報受容度の、平均値と標準偏差をTable 4 に示す。その結果、「テレビニュース番組（ $M=3.59$, $SD=0.74$ ）」から最も多く情報を受容しており、ついで、「新聞（スポーツ新聞以外）（ $M=3.36$, $SD=0.90$ ）」「ニュース以外のテレビ番組（ $M=2.98$, $SD=0.97$ ）」が多かった。

Table 4 情報源からの情報受容度

	M (SD)
テレビニュース番組	3.59(0.74)
ニュース以外のテレビ番組	2.98(0.97)
新聞（スポーツ新聞以外）	3.36(0.90)
スポーツ新聞	1.92(0.98)
雑誌	2.12(1.01)
自分の家族・友人・知人との会話	2.46(1.06)
インターネット	1.74(0.98)
ラジオ	2.19(1.14)
ルポライター(事件記者)が書いた本・パンフレット	1.54(0.82)
被害者やその家族・関係者が書いた本・パンフレット	1.54(0.83)
被害者やその家族・関係者から直接	1.32(0.75)
その他	1.29(0.65)

(3)加害者と被害者の責任性評価、および責任追及行動の正当性評価 責任性評価の平均値および標準偏差は加害者の責任性が $M=3.76$, $SD=0.55$, 被害者の責任性が $M=1.54$, $SD=0.71$ であった。また、責任追及行動の正当性評価の平均値および標準偏差は、「当然の行為だと思う」が $M=4.36$, $SD=0.85$, 「正しい行為だと思う」が $M=4.19$, $SD=0.92$ であった。すなわち、全般的に、第三者は加害者の責任性を高く、被害者の責任性を低く、そして責任追及行動の正当性は高く評価していることが明らかとなった。なお、正当性評価の2項目は相関が非常に高いために（ $r=.80$ ）、両項目の得点を合成した上で以降の分析では使用する。

次に、責任性評価および正当性評価と各情報源からの情報受容度との関連性を検討するために、相関分析を行った。その結果、加害者および被害者の責任性は「テレビニュース番組」との相関が高く（それぞれ $r=0.26$, $r=-0.19$ ）、ニュース番組からの情報受容が多いほど、加害者の責任性を高く、被害者の責任性を低く評価していることが明らかとなった。また、正当性評価は「テレビニュース番組」「新聞（スポーツ新聞以外）」「雑誌」との正の相関が高く（それぞれ $r=0.25$, $r=0.26$, $r=0.22$ ）、これらの情報源からの情報受容が多いほど、正当性評価が高いことが確認された。テレビのニュース番組は3つの評価全てにおいて相関が見られたが、その理由として、事件・事故直後の被害者の深

刻な状況を描写することが多く、被害者に対する感情移入が大きくなることが挙げられる。また、他のメディアと比べると、テレビのニュース番組は限られた時間内で客観的・中立的な情報のみを提供することが多い。そのため、被害の事実だけが伝えられ、「加害者も悪いが、被害者にも責任がある」「加害者にも事情があったのだ」といった、より複雑な判断を行うのに必要な材料が少ないので、単純に加害者に対しては否定的な、被害者に対しては肯定的な評価がなされやすくなるとも考えられる。逆に、他のメディアでは付加的な情報（被害者と加害者の個人的背景や、事件・事故が発生するまでの経緯など）がより多く含まれており、被害者・加害者に対する肯定的な情報と否定的な情報が入り混じっているために、責任性評価や正当性評価との間に明確な関連性がみられなかったのかもしれない。

Table 5 責任性・正当性評価と情報受容の関連

	加害者の責任	被害者の責任	正当性
テレビニュース番組	0.26 [~]	-0.19 [~]	0.25 [~]
ニュース以外のテレビ番組	0.13 [~]	-0.01	0.18 [~]
新聞（スポーツ新聞以外）	0.11	-0.09	0.26 [~]
スポーツ新聞	0.01	-0.02	0.14 [~]
雑誌	0.07	-0.12 [~]	0.22 [~]
自分の家族・友人・知人との会話	0.02	-0.05	0.14 [~]
インターネット	0.10	-0.13 [~]	0.11
ラジオ	0.00	-0.02	0.12
ルポライター（事件記者）が書いた本・パンフレット	0.00	-0.05	0.13 [~]
被害者やその家族・関係者が書いた本・パンフレット	-0.03	-0.04	0.12
被害者やその家族・関係者	-0.03	-0.05	0.09
その他	-0.04	-0.04	0.04

[~]p<.001, [~]p<.01, [~]p<.05

次に、個人要因との関連を検討する。まず尺度の信頼性を検討したところ、弱者救済規範意識 6 項目による尺度の信頼性係数は $\alpha = .72$ であった。正当世界尺度は全 5 項目による信頼性係数が $\alpha = .62$ と低かったため、最も信頼性係数が高くなる「この世の中では、努力がいつか報われるようになっている」「日本の国は、基

本的に公正な社会である」「この世の中では、悪いことをしたものは必ずその報いを受ける」の 3 項目を尺度として使用することにした ($\alpha = .69$)。その上で、弱者救済規範意識尺度、正当世界尺度それぞれの得点上位 25% を高群、下位 25% を低群とし、加害者および被害者の責任性評価と、正当性評価を従属変数とした 2 要因（弱者救済規範の高・低 × 正当世界の高・低）の分散分析を行った。

その結果、被害者の責任性と正当性評価において弱者救済規範意識の主効果がみられ（それぞれ $F(1, 106) = 5.31, p < .05, F(1, 106) = 11.40, p < .01$ ）、高群は低群よりも被害者の責任性を低く評価し（高群： $M = 1.40$ 、低群： $M = 1.65$ ）、正当性を高く評価していた（高群： $M = 9.31$ 、低群： $M = 8.38$ ）。「困っている人は助けるべき」という個人の価値観が、こうした被害者支援的な評価につながりやすいと考えられる。一方、被害者の責任性においては、正当世界の主効果もみられ（ $F(1, 106) = 4.46, p < .05$ ）、高群は低群よりも被害者の責任性を高く評価することが明らかとなった（高群： $M = 1.63$ 、低群： $M = 1.41$ ）。先述の通り、正当世界の信念を強く持つ個人は、被害者自身に被害の責任を帰属しやすいことが指摘されており、本研究でも同様の傾向が検証されたといえよう。なお、いずれの従属変数においても有意な交互作用はみられなかった（ $F(1, 106) < 1, n. s.$ ）。

(4) 動機推測、被害者の印象、行動意図 つぎに、動機推測、被害者の印象、行動意図について、それぞれ尺度構造解明のために因子分析（主因子法、因子が複数の場合はプロマックス回転）を行った。

寄与率、スクリープロット、因子負荷量およびパターン行列などから総合的に判断し、動機の推測は 2 因子、印象と行動意図は 1 因子を抽出した。動機の推測の 2 因子については、第 1 因子には「より多くの人に事実を知ってもらいたいから」「加害者に罪を認めさせたいから」などが高く負荷しており、第三者や加害者とい

う「他者」に対する働きかけを前提としていることから、「他者訴求的動機」と命名した。第2因子には、「現実から逃避したいから」「金銭的な利得を得たいから」などが高く負荷しており、自己防衛的あるいは利己的な意味合いが強いことから、「自己都合的動機」と命名した。印象評価の因子は各項目で肯定的な形容詞の方向に正の負荷がみられることから、「肯定的印象評価」と命名した。行動意図の因子には「活動に参加する」が最も高く負荷しており、その次に「できるだけ関わらないようにする」が負の方向で高く負荷していることから、「被害者支援的行動意図」と命名した。なお、印象評価と行動意図の項目のうち、*印の項目は負荷量が低いので以降の分析の際に用いる尺度からは除外した。

Table 6 動機推測の因子構造

	第1因子	第2因子	M (SD)
より多くの人に事実を知ってもらいたいから	0.59	-0.02	4.27(0.96)
加害者に罪を認めさせた いから	0.58	0.02	4.44(0.90)
人間としての尊厳を取り 戻したいから	0.56	-0.03	3.97(0.98)
加害者への怒りが抑えら れないから	0.56	0.03	4.33(0.87)
納得のいく罰を加害者に 与えたいから	0.54	0.11	4.33(0.91)
真実を知りたいから	0.52	-0.14	4.60(0.82)
より多くの人に協力して もらいたいから	0.50	0.10	3.79(1.13)
これ以上同じような被害 者を増やしたくないから	0.49	-0.01	4.32(0.94)
現実から逃避したいから	-0.08	0.70	1.82(1.01)
金銭的な利得を得たいから	-0.10	0.69	2.04(1.11)
被害者としての立場や都 合でしかものごとを見て いないから	0.01	0.65	2.44(1.20)
精神状態が不安定になっ ているから	0.09	0.59	2.35(1.24)
世間の人々に同情しても らいたいから	0.17	0.46	2.43(1.26)

Table 7 被害者の印象の因子構造

	第1因子	M (SD)
分別のある-無分別な	-0.74	3.07(1.32)
重厚な-軽薄な	-0.73	3.49(1.00)

感じのわるい-感じのよい	0.71	4.73(1.18)
堂々とした-卑屈な	-0.70	3.16(1.23)
不親切な-親切的な	0.69	4.55(1.09)
責任感のある-責任感のない	-0.66	3.15(1.46)
心のひろい-心のせまい	-0.66	3.61(1.09)
人のわるい-人のよい	0.65	4.74(1.14)
無気力な-意欲的な	0.63	5.00(1.26)
なまいきでない-なまいきな	-0.63	3.14(1.35)
親しみやすい-親しみにくい	-0.61	3.57(1.11)
軽率な-慎重な	0.60	4.57(1.09)
非社交的な-社交的な	0.59	4.45(1.11)
気長な-短気な	-0.56	3.64(1.16)
自信のない-自信のある	0.53	4.74(1.13)
ひとなつこい-近づきたい	-0.52	3.68(1.03)
にくらしい-かわいらしい	0.49	4.36(0.95)
恥しらずの-恥ずかしがりの	0.46	4.16(0.74)
積極的な-消極的な	-0.40	2.83(1.39)
*沈んだ-うきうきした	-0.20	3.18(1.19)

Table 8 行動意図の因子構造

	第1因子	M (SD)
被害者や家族・関係者の活動に参 加する	0.80	4.01 (0.79)
できるだけ関わらないようにする	-0.76	2.08 (0.87)
相談に乗る	0.68	4.11 (0.69)
加害者(犯人)を徹底的に罰する	0.52	3.73 (1.01)
金銭的・物質的な援助をする	0.45	3.27 (0.85)
被害者や家族・関係者の活動をや めさせる	-0.39	1.92 (0.88)
早く立ち直るように言う	0.33	3.80 (0.85)
*被害を受けた経緯を詳しく調べ る	0.25	3.95 (1.81)
*優しく見守る	0.02	3.57 (0.97)

(5)責任追及行動に対する第三者の評価構造の
 説明 最後に、被害者に対する評価要因間での
 関連性を検討するために、構造方程式モデリン
 グによるパス解析を行った。加害者および被害
 者の責任性評価は、項目得点をそのまま使用し
 た。因子分析を行った動機推測、被害者の印象、
 行動意図については因子得点を使用し、正当性
 評価は先述の通り2項目の合成得点を使用した。
 Figure 1 のモデルに従って、被害者および加
 害者の責任性の評価からは動機の推測2因子、
 正当性評価、印象評価、行動意図へのパスを、
 動機の推測2因子それぞれからは正当性評価、
 印象評価、行動意図へのパスを、正当性評価か
 らは印象評価、行動意図へのパスを、印象評価
 からは行動意図へのパスを設定した。また、被

害者の責任性評価と加害者の責任性評価の間には負の相関関係が想定されるので、共分散を設定した。動機推測 2 因子の誤差項間にも共分散を仮定した。その結果、有意でないパスがいくつかみられたので、それらを除去した上で最終的に得られたモデルが Figure 2 である（誤差項および誤差項間の共分散の図示は省略）。モデルの適合度は、 $\chi^2(11) = 17.70$ ($p > .05$), GFI = .99, AGFI = .96, CFI = .98, RMSEA = .04 であり、データに対するモデルのあてはまりは良好といえる。

結果として得られた要因間の関係について記述する。加害者の責任性評価は他者訴求的動機の推測に正の影響を及ぼしており、被害者の責任性評価は自己都合的動機の推測に正の影響を及ぼしていた。2つの責任性評価の間には負の関連性がみられた。また、他者訴求的動機の推測は、正当性評価と被害者支援的行動意図に正の影響を及ぼしていた。一方、自己都合的動機の推測は、正当性評価と肯定的印象評価に負の影響を及ぼしていた。さらに、正当性評価は肯定的印象評価と被害者支援的行動意図に正の影響を及ぼしており、肯定的印象評価は被害者支援的行動意図に正の影響を及ぼしていた。

このモデルを解釈すると、加害者の責任性を高く評価するほど、責任追及行動の動機を他者訴求的なものと推測しやすくなり、その結果、正当性評価や被害者支援的な行動意図が高まるといえる。その一方で、被害者の責任性が高く評価されると、責任追及行動が自己都合的な動機によるものとみなされやすくなり、正当性評

価や肯定的な印象評価が低下してしまうことが明らかとなった。また、責任追及行動を正当と評価するほど、被害者の印象は肯定的になりやすく、被害者支援的な行動意図も生じやすくなり、肯定的な印象評価も、被害者支援的な行動意図を強めることが明らかとなった。

総合的考察

予備調査も含めて以上の結果をまとめると、犯罪被害者に対する第三者の評価は一般的には共感的、肯定的なものが多く、責任追及行動を「正当な行為だ」とみなしており、被害者を何らかの形で支援したいという意図をもつ個人が多いことが明らかとなった。その一方で、被害者に対して否定的な評価をする個人も少ないながらも存在し、責任追及行動に対して「現実逃避だ」「金銭目的だ」といった自己都合的な動機を推測した場合には、その行為を「不当なもの」と考え、被害者に対して「無分別」「卑屈だ」といった否定的な印象を持ちやすいことも示唆された。こうした否定的な印象を持つ個人が今後社会全体の中で増えてしまうと、その個人が被害者への支援活動を行わないだけでなく、本当は支援したいと思っている個人も、周囲のムードからそうした活動に参加しにくくなり、被害者の精神的・社会的回復の重大な障壁となってしまう可能性もある。これは逆に言えば、正当性評価を中心とした被害者に対する第三者の評価を高め、維持することが、被害者支援活動の重要な一側面であることを意味している。特に、正当世界の信念を強く持つ個人は被害者に

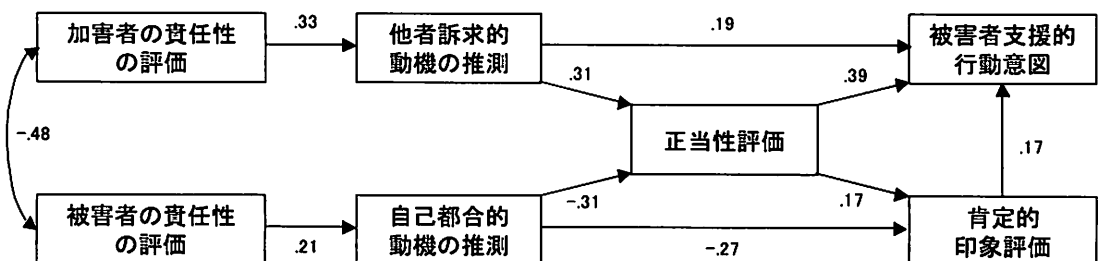


Figure 2 第三者による犯罪被害者評価の影響モデル

対して否定的な評価をしやすいことが明らかとなっていることから、こうした個人に対して被害者やその責任追及行動をどのように伝えれば理解してもらえるのか、その方法についても今後模索していく必要があるかもしれない。

また、メディア要因との関連性については、テレビのニュース番組からの情報受容が最も多く、またこの情報受容度が被害者に対する評価と最も強く関連していた。すなわち、テレビのニュース番組からの情報受容が多いほど、被害者に対しては肯定的に、加害者に対しては否定的に評価しやすいことが明らかとなった。一方で、近年その利用人口が急速に増えているインターネットや、その他のメディアについては、テレビのニュース番組においてみられたような明確な関連性はみられなかった。ただ、これについては本研究の結果から得られるものはかなり限定されていると言わざるをえない。まず、本研究では各メディアからの情報受容の「量」のみを測定しており、それぞれのメディアからどのような「内容」の情報を受容したのかについては扱っていない。各メディアで実際にどのような内容の情報が提供されているのか、メディア側の内容分析も今後必要であろう。こうした情報の内容と評価の関連性が解明されれば、被害者が責任追及行動を行い、またそれがメディアに取り上げられる際に、どのような点を強調すればいいのか、また被害者自身がメッセージを伝えればいいのか、代理人が伝えたほうがいいのかなど、より実践的な提言が行えるようになるだろう。また、本研究のような一時点での調査研究では、メディア要因と個人の評価との因果関係をとらえることができない。すなわち、あるメディアからの情報受容度が高いから特定の評価が形成されるのか、特定の評価がなされているからメディアへの情報受容が高まるのか、どちらが原因であるのかは明確でない。また、本研究で使用した情報受容度の尺度も個人の主観的評価に依存しており、不十分な指標であることは否めない。したがって、今後はメディア

への接触量を客観的に操作した上で、被害者への評価を測定するといった形での実験的検討も必要であろう。

それ以外にも、本研究では回答者によって想起された質の異なる事件・事故の事例を、多変量解析を行う際のサンプル数の都合上、すべてまとめて分析していることから、各事例に特有の要因や影響関係を見落としている可能性も考えられる。今後の課題としては、各事例をいくつかに分類した上で影響関係の差異を検討することや、量的な分析だけでなく、事例の一つ一つについて詳細に質的な検討を行うことなどが挙げられる。また、メディアから次々に流れてくる被害者に関する情報によって、個人の意識がどのように変化していくかを時系列的に追う縦断的研究も、個人内変動を把握する上では必要であろう。さらに、責任性評価や正当性評価に影響を及ぼす要因として、いくつかの個人要因やメディア要因が本研究でも明らかとなったが、これら以外の要因についても今後検討していきたい。

文献

- 阿部晋吾・高木修 2005 怒り表出の対人的効果を規定する要因：怒り表出の正当性評価の影響を中心として 社会心理学研究, 21, 12-20.
- Averill, J. R. 1982 Anger and aggression: An essay on emotion. New York: Springer-Verlag.
- 坂西友秀 1995 いじめが被害者に及ぼす長期的な影響及び被害者の自己認知と他の被害者認知の差 社会心理学研究, 11, 105-115.
- Gerbner, G., Gross, L., Morgan, M., and Signorielli, N. 1994 Growing up with television: The cultivation perspective. In J. Bryant and D. Zillman (eds.), Media effects, Hillsdale, NJ: Lawrence Erlbaum Associates.
- 箱井英寿・高木修 1987 援助規範意識の性別、年代、および、世代間の比較 社会心理学研究, 3, 39-47.
- 林英夫 2004 郵送調査法 関西大学出版部
- 林文俊 1978 対人認知構造の基本次元についての一考察 名古屋大学教育学部紀要（教育心

- 理学科) 25, 233-247.
- Jones, E. E. and Davis, K. E. 1965 From Acts to Dispositions: The Attribution Process in Person Perception. In L. Berkowitz (ed.), *Advances in Experimental Social Psychology*, vol.2, Orlando, FL: Academic Press.
- 川喜田二郎 1967 発想法：創造性開発のために
中公新書 中央公論社
- 小西聖子 1998 犯罪被害者の心の傷 白水社
- 今野裕之・堀洋道 1998 正当世界信念が社会状況の不正判断に及ぼす影響について 筑波大学心理学研究, 20, 157-162.
- Lerner, M. J. 1970 The desire for justice and the reactions to victims. In J. McCauley and L. Berkowitz (eds.), *Altruism and helping behaviors: Social psychological studies of some antecedents and consequences*. New York: Academic Press.
- Mangione, T. W. 1995 *Mail Surveys: Improving The Quality*. Sage Publications. (林英夫・村田晴路訳 1999 郵送調査法の実際 - 調査における品質管理のノウハウ) 同友館
- 諸澤英道 1999 ト라우マから回復するために
講談社
- 大淵憲一・福野光輝 2003 社会的公正と国に対する態度の絆仮説：多水準公正評価, 分配的および手続的公正 社会心理学研究, 18, 204-212.
- 大野俊和 1996 被害者への否定的評価に関する実験的研究：「いじめ」の被害者を中心として 実験社会心理学研究, 36, 230-239.
- 大和田攝子 2003 犯罪被害者遺族の心理と支援に関する研究 風間書房
- 大谷信介・木下栄二・後藤範章・小松洋・永野武 1999 社会調査へのアプローチ：論理と方法 ミネルヴァ書房
- 山本明 2004 マスメディア報道がリスク認知および被害者像に及ぼす影響に関する探索的検討 社会心理学研究, 20, 152-164.